

## 第1章 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画の策定にあたって

### 1 推進計画策定の経緯・趣旨

#### (1) はじめに

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族又はご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の多くは、命を奪われる、怪我を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪によって引き起こされる直接的な犯罪被害だけでなく、犯罪被害に起因して副次的に発生する収入の途絶や治療費の負担などの経済的な問題、周囲の無理解や心無い対応による精神的被害、新たな住居の確保や教育、雇用の問題等、様々な問題に苦しめられています。

犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻すためには、県、市町、民間支援団体などの様々な関係機関・団体が連携し、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな途切れのない支援を提供するとともに、県民や事業者等周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた困難な状況を理解し、支えていくことが必要です。

#### (2) 国の動き

平成16年12月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、犯罪被害者支援施策に関する国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。この「基本法」は、平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件、平成13年6月に発生した附属池田小事件等の無差別殺傷事件を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されるとともに、総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、制定されたものです。

なお、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するための施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)が、平成17年12月に閣議決定され、現在、「第3次基本計画(平成28年度～平成32年度)」が示されています。

#### (3) 佐賀県の動き

これまで、佐賀県では、平成26年4月に制定した「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき犯罪被害者支援に取り組んでいましたが、更に充実した支援を行うため、平成29年3月に「佐賀県犯罪被害者等支援条例」(以下「県条例」という。)を制定し、同年4月1日から施行しています。

この県条例は、犯罪被害者等の支援に関して、目的、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県が講ずべき施策の主な柱などを定めたものであり、予期せぬ犯罪に巻き込まれ心身ともに深い傷を負われた犯罪被害者等が、次に進む一歩を踏み出せるよう、その心に寄り添い、被害の早期の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを目指しています。

(※ 第5章 関係資料1 参照)

## 2 推進計画の位置付け

この推進計画は、県条例第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や具体的施策のほか、施策を推進するために必要な事項を定めています。

「佐賀県総合計画 2015」（平成 27 年度～平成 30 年度）に掲げる「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を目指し、関係機関・団体がともに連携し、つらい思いを抱えておられる犯罪被害者等の気持ちに寄り添う姿勢で支援するとともに、県民の理解と支援の輪がさらに広がるよう、各種施策を推進します。

## 3 推進計画の期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じ、推進計画を見直すこととします。

## 4 施策の体系

この推進計画では、以下の 4 項目を重点項目とします。

- ① 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等
- ② 精神的・経済的支援
- ③ 関係機関相互の連携
- ④ 理解の増進

また、重点項目ごとの県条例の対応条文及び具体的な取組については、次頁の「施策の体系」、取組の内容については、第 4 章に記載しています。

なお、施策の推進にあたっては、県条例第 3 条（基本理念）に定める以下の点に留意します。

- ① 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇が保障されるよう取り組むこと。
- ② 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に取り組むこと
- ③ 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるよう取り組むこと
- ④ 国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して取り組むこと

「施策の体系」

重点項目① 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等

対応条文	具体的な取組
<b>相談、情報の提供等</b> <b>(第 11 条関係)</b>	① 総合的対応窓口や各種相談窓口の明確化等
	② 市町の総合的対応窓口等との連携
	③ 刑事手続等に関する情報提供
	④ 警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携
	⑤ 各種相談窓口の充実、相談者の技術の向上
	⑥ DVに関する相談機関等の情報提供
	⑦ DV、児童虐待、高齢者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携
	⑧ 学校内相談体制の充実
	⑨ 被害児童、保護者に対する相談機関紹介
	⑩ 心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実
	⑪ 児童虐待相談担当者研修の充実等
	⑫ 児童相談所等における相談対応
	⑬ 障害者虐待防止の相談対応
	⑭ 高齢者虐待防止の相談窓口の充実等
	⑮ 「犯罪被害者支援ハンドブック」等の活用
<b>経済的な助成に関する情報の提供等</b> <b>(第 18 条関係)</b>	① 市町及び各種関係機関・団体の経済的助成制度の情報提供
	② 犯罪被害給付制度の適切な運用と手続の迅速化
	③ 犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等
	④ 医療保険の円滑な利用の確保
	⑤ ひとり親家庭、障害者等への医療費助成制度の情報提供
	⑥ 法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供
	⑦ 佐賀県弁護士会と連携した法律相談体制の整備

## 重点項目② 精神的・経済的支援

対応条文	具体的な取組
日常生活の支援 (第13条関係)	① 民間支援団体等が行う直接支援等の情報提供等
	② 介護・育児サービス等の情報提供等
	③ 生活困窮に陥った場合等の支援
	④ 生活福祉資金貸付制度を活用した支援
	⑤ 犯罪被害者等支援ボランティアの拡充及び支援の充実
保健医療サービス 及び福祉サービスの提供 (第12条関係)	① 犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等(再掲)
	② 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供
	③ 犯罪被害者等からの心の悩みに関する相談
	④ DV被害者の自立支援
	⑤ 要保護児童への立ち直り支援
	⑥ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣
	⑦ 犯罪被害者団体及び自助グループに関する情報提供
	⑧ 医療保険の円滑な利用の確保(再掲)
	⑨ 生活福祉資金貸付制度を活用した支援(再掲)
安全の確保 (第14条関係)	① 加害者からの再被害防止対策の徹底
	② 一時的避難場所に要する費用の公費負担
	③ DV被害者・被虐待児童の保護等
	④ DV被害者に関する情報管理の徹底
	⑤ DV被害者の安全確保
	⑥ 保護命令申立に関する支援
	⑦ DV被害における広域的な対応体制の整備
	⑧ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底
	⑨ 犯罪被害者等に関する情報の保護
居住の安定等 (第15条関係)	① 被害直後における居住場所の確保
	② 中長期的な居住場所の確保に関する情報提供
	③ 犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等
	④ 公営住宅の一時使用
	⑤ DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援
	⑥ 被虐待児童の社会的養護

## 重点項目② 精神的・経済的支援

対応条文	具体的な取組
雇用の安定 (第16条関係)	① 事業者に対する犯罪被害者等への理解促進
	② 新規就労、転職支援
	③ 後遺障害者に対する就業情報の提供
	④ 事業主との間の労使問題に係る相談対応
保護又は捜査の 過程における配 慮等 (第17条関係)	① 被害者支援要員によるきめ細やかな支援
	② 被害者支援要員に対する研修
	③ 警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修
	④ 犯罪被害者等のプライバシーに配慮した施設等の活用
	⑤ 犯罪被害者等に初期に接する者の研修

## 重点項目③ 関係機関相互の連携

対応条文	具体的な取組
民間支援団体等 に対する支援 (第21条関係)	① 民間支援団体等への情報提供等
	② 民間支援団体等と連携・協力した広報啓発活動の推進
	③ 民間支援団体等に対する基盤強化のための各種支援
関係機関相互の 連携 (第3条4項関 係)	① 犯罪被害者等支援ネットワークの連携
	② 市町の総合的対応窓口等との連携 (再掲)
	③ 警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携 (再掲)
	④ DV、児童虐待、高齢者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携 (再掲)

#### 重点項目④ 理解の増進

対応条文	具体的な取組
<b>県民等の理解の増進</b> <b>(第 19 条関係)</b>	① 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実 ② DVD・リーフレット等を活用した広報啓発 ③ 「犯罪被害者週間」における広報啓発活動 ④ 「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動 ⑤ 「命の大切さを学ぶ教室」 ⑥ こころの教育の推進 ⑦ 犯罪被害者等支援講座 ⑧ 広報や講演会等によるDV防止啓発の推進 ⑨ DV未然防止教育等の推進 ⑩ 事業者に対する犯罪被害者等への理解促進（再掲）
<b>人材の育成</b> <b>(第 20 条関係)</b>	① 犯罪被害者等に初期に接する者の研修（再掲） ② 被害者支援要員に対する研修（再掲） ③ 警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修（再掲） ④ 犯罪被害者等支援従事者に対する心理的影響に対する配慮 ⑤ 市町職員等を対象とした研修会等 ⑥ ボランティア育成研修会等 ⑦ DV相談体制の整備・充実 ⑧ DV関連の相談員に対する心身のケア ⑨ 児童虐待に係る相談体制整備の研修 ⑩ 児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修 ⑪ VS協議会の各機関・団体における相談対応者に対する研修 ⑫ 各種相談窓口の充実、担当者の技術の向上（再掲）
<b>意見の反映</b> <b>(第 22 条関係)</b>	① 各業務における犯罪被害者等の意見等の把握 ② 県民等からの意識調査による把握 ③ 有識者等の意見の反映